

# 平成23年度消費生活相談員養成事業 受講者募集要項

## 1 研修及び募集の目的

悪質商法や製品事故など消費者被害やトラブルが後を絶たない中、地方自治体による消費生活相談の役割は益々高まってきている。しかし、住民の身近な存在である市町村の消費生活相談体制は十分とはいえず、特に消費生活相談を担う人材が不足している現状がある。

そこで、県が消費生活相談の仕事に意欲のある者を募集し、消費生活相談員を養成することにより、市町村が行う消費生活相談体制の整備に寄与するために消費生活相談員養成事業を行うこととする。(事業は企画・運営を財団法人日本消費者協会に委託して実施)

## 2 研修の概要

### (1) 座学研修

#### ア 日程

平成23年6月7日から平成23年8月19日までの平日40日間

#### イ 会場

長野県松本勤労者福祉センター(松本市中央4-7-26 TEL 0263-35-6286) 35日間  
長野県長野消費生活センター(長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770) 5日間  
(諸般の事情により松本会場が長野会場に変更となる場合もありうる。)

#### ウ 時間

[松本会場]

午前10時30分から午後3時30分まで(うち昼休み休憩 1時間)

[長野会場]

午前10時から午後3時まで(うち昼休み休憩 1時間)

#### エ 講座

1講座2時間 午前・午後各1講座 (講座内容は別紙カリキュラム表のとおり)

### (2) 実地研修

#### ア 日程

平成23年9月中の平日10日間 日程・時間等は未定

#### イ 会場

県消費生活センター(長野、松本、飯田、上田の4箇所)(詳細未定)

#### ウ 内容

県消費生活室及び県消費生活センター職員が相談対応の実務的な技術やP I O - N E T(全国消費生活情報ネットワークシステム)の入力方法・活用方法について実践を交えて指導する。

## 3 応募資格

- (1) 県内に在住で平成23年4月1日現在20歳以上の者(常勤の公務員を除く。)
- (2) 消費生活相談員としての知識・技能を積極的に習得し、県内の市町村において消費生活相談員として勤務する意欲のある者  
※ ただし、研修終了後の勤務先を保証するものではない。  
なお、消費生活相談員の採用は各市町村が独自に行っており、県では市町村に終了者の方々の情報提供を行うこととなる。
- (3) 研修の全日程を通して参加できる者

## 4 募集人員

20名程度

## 5 受講費用

無料

なお、受講に際して日当（850円）・交通費（実費相当・・・上限打ち切りあり）を支給（研修終了後全日程の出欠を確認したうえで支給）

## 6 応募方法

次の書類を郵送により提出すること。なお、提出された応募書類は返却しない。

A 「消費生活相談員養成事業受講申込書」（別紙様式）

B 履歴書（写真を添付または貼付すること）（市販の履歴書様式可）

C 課題論文 テーマ「私の消費者問題」

\* 400字以内 A4版横書き 20字×20行

## 7 申込期間

平成23年4月4日（月）から平成23年4月22日（金）まで（※当日消印有効）

## 8 受講者の決定

書類選考及び面接により決定

（面接の対象者には、詳細を別途通知する。応募者が一定数に満たない場合は書類選考のみとし、面接は実施しない。）

## 9 申込み先及び問合せ先

〒101-0061

東京都千代田区三崎町1-3-12水道橋ビル9階

財団法人日本消費者協会「長野県研修」係

電話 03-5282-5311

## 10 その他

座学研修受講修了者には、(財)日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」資格取得試験の受験資格が与えられる。

消費生活コンサルタント資格取得試験は、座学研修最終日の研修終了後に行う。

受験希望者は受験料10,000円について別途負担あり。